

2022年2月

お客様各位

## 水質検査項目(遊離残留塩素)の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、基準項目(51項目)、ビル管項目(16項目)、一般項目(11項目)等の飲料水・水質検査依頼時に、「遊離残留塩素」の検査を実施して参りましたが、「遊離残留塩素」は水質基準項目に含まれておらず、また基準値も設定されていないことから、今後は水質基準項目のみの検査を実施させて頂く事に変更させて頂きたいと存じます。

つきましては、誠に勝手ながら下記のように取り扱いをさせていただきたく、お客様各位のご高配を賜りますようお願い申し上げます

敬具

記

変更日 2022年4月1日(金曜日)

ご依頼分から変更させていただきます。

一般財団法人青森県薬剤師会  
食と水の検査センター

問合せ先：検査技術管理部または学術部

電話：017-762-3620

FAX：017-762-3660

e-mail：[kensa@syokusui.jp](mailto:kensa@syokusui.jp)